

船舶インシデント調査報告書

令和3年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年10月18日 10時53分ごろ
発生場所	沖縄県本部町瀬底島南東方沖 渡久地港本部防波堤灯台から真方位190°1.3海里付近 （概位 北緯26°37.2 東経127°52.4 ）
インシデントの概要	プレジャーボート哲丸は、航行中、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年11月9日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 哲丸、5トン未満（長さ5.38m） 296-21218 沖縄、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力29.42kW、回転数毎分5,000、3気筒、ボア68mm、使用燃料ガソリン、平成12年6月機関製造
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約6.2m/s、視界 良好 海象：波高 約2m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者5人を乗せ、釣り場に到着後に船外機を停止して錨泊した後、釣り場を移動しようと船外機を始動して航行中、船外機の回転数が低下して船外機が停止し、船長が船外機の始動を試みたものの、セルモータが作動せず、船外機を始動することができなかった。</p> <p>本船は、以前にも船外機が始動しなくなったことがあり、船長が、その際、セルモータのピニオンギアとフライホイールのギアとの噛み合わせ部分の掃除を行った後、船外機が始動できたので、不具合が解決されたと思い、その後、オルタネータの点検や整備が行われていなかった。</p> <p>本船の船外機は、3シリンダの2サイクルガソリン機関であり、オルタネータが船外機によって駆動されて発電し、発電された電気が、各シリンダの点火プラグに送電されると共に、バッテリーを充電していた。</p> <p>本船の船外機は、バッテリーの電力により駆動されるセルモータによって始動されていた。</p> <p>本船は、本インシデント後、バッテリー及び船外機の点火プラグが、</p>

	交換された。
分析	本船は、船外機のオルタネータの点検及び整備が行われていない状態で航行中、オルタネータが作動不良となったことから、点火プラグに送電されず、船外機が始動できなくなり、運航不能となった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船外機のオルタネータの点検及び整備が行われていない状態で航行中、オルタネータが作動不良となったため、点火プラグに送電されず、船外機が始動できなくなって発生した可能性があると考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的にオルタネータの点検及び整備を実施すること。 ・バッテリーの日常点検を励行すること。